

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 3 5 4 号)

平成 1 7 年 2 月 1 4 日

横情審答申第354号

平成17年2月14日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成16年6月30日都経秘第30号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「別添1の懲戒処分申立書を平成15年10月30日に市長室に提出した際、同室の男性職員が「この文書の取り扱い窓口は、昨年から変更になったのでその窓口をご案内します。」とって市民局広聴課に案内されました。市長室の男性職員が話した窓口の変更理由及びその実施時期を記載した文書」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「別添1の懲戒処分申立書を平成15年10月30日に市長室に提出した際、同室の男性職員が「この文書の取り扱い窓口は、昨年から変更になったのでその窓口をご案内します。」とって市民局広聴課に案内されました。市長室の男性職員が話した窓口の変更理由及びその実施時期を記載した文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別添1の懲戒処分申立書を平成15年10月30日に市長室に提出した際、同室の男性職員が「この文書の取り扱い窓口は、昨年から変更になったのでその窓口をご案内します。」とって市民局広聴課に案内されました。市長室の男性職員が話した窓口の変更理由及びその実施時期を記載した文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成16年4月30日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 原則として、本件のように市政に関する意見・要望と認められる書類を都市経営局市長室秘書課（以下「秘書課」という。）に持ってこられた場合、広聴関係書類の窓口である、市民局広報相談部広聴相談課（平成15年当時は、市民局広報相談部広聴課。以下「広聴相談課」という。）に案内している。

秘書課男性職員による「昨年からこれらの文書などは市長室では受理しなくなり、窓口が変更になったので、そちらにご案内します。」との説明の事実関係については、対応者、発言内容等の記録が無いため不明である。

- (2) 市政に関する意見・要望と認められる書類を持ってきた方を広聴関係書類の窓口である広聴相談課に案内することについては、条例等の定めはない。また、秘書課において、特段、内規等の作成はしていない。したがって、秘書課では、本件申立

文書については、作成し、又は取得しておらず保有していないため、条例第10条第2項に基づき、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 申立人は、懲戒処分申立書を平成15年10月30日に市長に提出するため妻を同行させて秘書課に出向き受理を求めたところ、男性職員が申立人に「昨年からのこれらの文書などは市長室では受理しなくなり、窓口が変更になったので、そちらにご案内します。」とあって、申立人と妻は1階の広聴相談課に案内された。

ところが、秘書課の男性職員と広聴相談課の責任者との話合いがなかなかまとまらず、申立人はしばらく待機を命じられ、最終的には広聴相談課の職員が迷惑そうに受理した。

申立人は、広聴相談課職員に窓口が変更になり、広聴相談課だと案内されたことを話すと、広聴相談課職員は、この文書を受理する窓口は第三者の委員会が適切ではないかと答えた。

これらのことから申立人は、秘書課の男性職員の前述の言動の事実を確認するために本件請求を行ったのである。

しかるに、本件申立文書を作成・取得・保有していないという理由は全く前述の秘書課の男性職員の言動と一致せず、虚偽の理由と言わざるを得ない。

仮に、本件申立文書が存在しないのであれば、申立人が提出した文書を秘書課で受理し、その後、適当な部署に回付すれば申立人は本件請求を行っていない。

- (2) 申立人が提出した懲戒処分申立書をどのような理由で当事者の建築局に回付したのか定かではないが、中立的な第三者の委員会でもなく、さらに、これらの文書の窓口及び検討部署を記載した文書が存在しないのであれば公務員の不正行為を防ぐことは困難であると言わざるを得ない。

仮に、市当局が申立人の請求する文書を作成していないのであれば秘書課の男性職員が申立人を欺き虚偽の説明を行ったと言わざるを得ない。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

申立人は、平成15年10月30日に秘書課に懲戒処分申立書を提出しようとした際に、秘書課担当者から懲戒処分申立書の取扱窓口が昨年に変更になったと説明された

ために本件請求を行っている」と主張しており、懲戒処分申立書の取扱窓口の変更理由及び変更時期が記載された文書の開示を求めているものである。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 秘書課では、原則として本件のように市政に関する意見・要望と認められる書類を市民が持参したときは、広聴関係書類の窓口である広聴相談課を案内しており、これについての内規等の作成はしていないと説明している。

イ 当審査会で、申立人が平成15年10月30日に広聴相談課に提出した懲戒処分申立書を見分したところ、申立人が懲戒処分申立書との表題で提出した文書は法令等の根拠を有するものではなく、申立人への対応が違法であったとして特定職員に対する懲戒処分を行うことを求めるものであることから、陳情書であると解することが適当である。

ウ 横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）では、広聴相談課の事務分掌として「市政に関する市民の要望、意見、陳情その他広聴に関すること」と掲げられており、秘書課の事務分掌には陳情関係事務は含まれていない。また、市長陳情等の事務処理要領（昭和39年7月1日制定）には、市長陳情書等は原則として広聴相談課が收受することが規定されている。

エ このように陳情関係事務が広聴相談課の担当とされていることから考えると、秘書課が申立人の持参した懲戒処分申立書の提出先として広聴相談課を案内していることはもっともなことである。また、この取扱いは事務分掌に基づいたものであることから内規等の文書を作成していないことも不自然ではない。

オ 一方、申立人は、平成14年当時は原則的な受付窓口について説明することもなく、陳情書等を総務局市長室秘書課で受理したとして、総務局市長室秘書課の受理印が押された書類の写しを提出している。

この点について当審査会で調査したところ、平成14年度までは秘書課は総務局にあり、総務局秘書課と明示された受理印も用意されていたが、平成15年度に都市経営局となってから新組織名の受理印は作成していないとのことであった。このように平成14年度までは受理印が用意されていたことから秘書課において陳情書等を受理することがあったと認められるが、平成14年度以前においても陳情書等の受理は秘書課の事務分掌ではなかったことから考えると、陳情書等を秘書課で受理することが本来の取扱いであったとは考えられず、原則は現在と同様であったと判断される。したがって、平成15年度に機構改革が行われたことを契機に

陳情書等については広聴相談課を案内するという本来の取扱いを徹底させたに過ぎないと考えることが適当である。

申立人から見れば、以前は秘書課で陳情書等を受理していた取扱いが変更されたと考えることはもっともであるが、このように本来の取扱いを徹底したに過ぎないものであるから、変更理由や変更時期を記録した文書が存在しないという実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

カ このほか、申立人及び実施機関の双方から、平成15年10月30日の案内やその後の対応についてさまざまな主張が提出されているが、本件申立文書の存否に係る主張であるとは認められない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年6月30日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成16年7月2日 (第286回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年7月27日	・異議申立人から意見書を受理
平成16年7月30日 (第41回第一部会) (第41回第二部会)	・諮問の報告
平成16年8月27日	・実施機関から非開示理由説明書(追加)を受理
平成16年9月22日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成16年10月26日	・実施機関から非開示理由説明書(追加)を受理
平成16年11月16日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成17年1月7日 (第53回第一部会)	・審議
平成17年1月21日 (第54回第一部会)	・審議